

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 26 年 2 月 14 日改定
 平成 26 年 5 月 23 日改定
 平成 26 年 7 月 11 日改定
 平成 26 年 9 月 12 日改定
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 9 月 29 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 28 年 7 月 22 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定
 福島県市町村庁
 福島県浪江町飯館村復興

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組 《福島県-浪江町、飯館村》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 25 年 9 月 5 日時点）＞

- ・福島県において、松川町金沢 松川工業団地など市内 15 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 9,500 人が生活。
- ・主な避難元自治体の内訳は、浪江町が約 3,400 人、飯館村が約 3,100 人、双葉町が約 420 人。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅（建設分）の状況】

入居市町村	所在地（団地名）	設置戸数
浪江町	笹谷（笹谷東部）	182
	南矢野目（南矢野目）	208
	飯坂町平野（北幹線第一）	196
	上島渡（しのぶ台）	112
	森合町（森合町）	18
	宮代（宮代第一）	128
	宮代（宮代第二）	48
	佐原（旧佐原小学校）	32
飯館村	松川町（旧松川小学校）	46
	松川町金沢（松川工業団地第一）	118
	松川町金沢（松川工業団地第二）	109
	飯野町明治（旧明治小学校）	30
	飯野町（旧飯野小学校）	35
双葉町	飯坂町平野（北幹線第二）	88
	さくら（さくら）	32
計		1,382

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）の状況】

市町村	入居戸数
郡山市	3
須賀川市	1
田村市	3
新地町	1
相馬市	8
南相馬市	651
いわき市	9
伊達市	17
川俣町	114
飯館村	1,033
大熊町	100
富岡町	137
浪江町	933
楢葉町	28
広野町	11
葛尾村	8
川内村	11
双葉町	136
計	3,204

<公共施設等の受入れ>

- ・福島市内には、飯舘村が帰還困難区域を除き避難指示解除となった後も継続して避難をしている村民への対応のため、同市飯野地区に役場機能の一部を設置（平成 30 年 4 月から、役場機能を同市松川地区の松川工業団地第一応急仮設住宅敷地内に移転）。平成 30 年 4 月から、飯舘村内で学校再開するため、仮設幼稚園、飯舘中学校、及び給食センターの運営は終了（機能を飯舘村へ戻す）。また、スクールバスを飯舘村ー福島市間において運行（なお、川俣町内で運営する飯舘小学校も終了）。
- ・この他、浪江町が避難に伴い、福島市役所内に福島出張所を設置。

2. 生活拠点の形成に向けた取組

(1) 復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要。
- ・福島市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」及びその後の住民意向調査の結果等に基づき 475 戸の整備を実施。
- ・飯野地区の飯舘村営住宅は、飯舘村の「いいたてまでいな復興計画」において、村外子育て拠点と位置付けられており、同地区の仮設幼稚園等に通学する子どもを持つ世帯の入居を想定し、平成 26 年 9 月 1 日より入居開始。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持・形成のためのハード整備を実施。
- ・避難者等に復興公営住宅への理解や入居にあたって参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市（平成 28 年 1 月閉鎖）及びいわき市（平成 28 年 12 月閉鎖）に設置。

【復興公営住宅の整備状況】

所在地	整備 主体	戸数	住居形態	入居開始	割振り戸数					
					飯 舘 村	浪 江 町				共 通
福島市飯野 （飯野団地）	飯舘村	23 戸	戸建・ 長屋住宅	H26.9.1	23					
福島市鎌田 （北信団地）	県	24 戸	集合住宅	H27.4.1	24					
福島市笹谷 （笹谷団地）	県	24 戸	集合住宅	H27.4.1	24					
福島市飯坂 （飯坂団地）	県	58 戸	集合住宅	H27.10.1		50				8
福島市北沢又 （北沢又団地）	県	107 戸	集合住宅	H29.2.1		107				
		45 戸	集合住宅	H29.4.1		45				
福島市北中央 （北中央団地）	県	64 戸	集合住宅	H28.7.15						64
福島市北沢又2 （北沢又団地）	県	70 戸	木造低層	H29.5.1	9	59				2
		60 戸	集合住宅	H30 年度後期	3	41				16
合計		475 戸								

＜募集方法について＞

- ・団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振り（「共通」については、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村の5町村を入居対象町村）を基本とし、現に避難指示を受けている居住制限者のみを対象とした募集を複数回実施してもなお空き住戸があることから、避難指示が解除された区域の方（旧居住制限者）も募集対象に加えることを、平成29年8月に開催された「新生ふくしま復興推進本部会議」において決定。これに伴い、平成30年1月定期募集から、県北地区の団地において旧居住制限者も対象に加え募集。
- ・すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者（65歳以上）、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみ申込み可能。
- ・「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・子育て等世帯（募集開始日現在18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において当選確率を5割増しに設定。

（2）役場機能

- ・各避難元町村において、福島市内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、次の役場機能を維持。

〔飯館村〕 飯野支所（所在地：福島市飯野町字後川10-2）

※ 平成28年6月30日出張所から支所へ変更

平成30年4月からは、役場機能を同市松川地区の松川工業団地第一応急仮設住宅敷地内に移転予定

〔浪江町〕 福島出張所（所在地：福島市五老内町3-1）

（3）関連基盤

＜教育機関＞

- ・飯館村に関しては、平成30年4月から村内で学校再開することから、福島市飯野地区等に置かれている村営の幼稚園、小・中学校の運営は終了。スクールバスは飯館村から福島市への運行を実施。
- ・福島市において、一定程度の児童等の受入れ余地はあることから、継続的に受入態勢の状況を把握。

＜医療機関、介護サービス＞

- ・福島市内の医療機関については、これまでのところ避難者の受け入れに伴う混雑などに対する直接の苦情は見受けられないが、医師、看護師は不足していることから、引き続き状況を把握。
- ・福島市内の介護サービスについては、これまでのところ避難者の受け入れに伴う直接の苦情は見受けられないが、介護施設においては震災以前から満床の状態で待機者が多いことから、引き続き状況を把握。

＜道路整備＞

- ・北沢又地区及び北沢又2地区の復興公営住宅の整備に伴い、市道成出・稲荷前線及び市道下成出・上屋敷線の道路改良等を実施。
- ・笹谷地区の復興公営住宅の整備に伴い、市道上成出・中谷地線の道路改良を実施。

(4) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<募集方法について>

- ・復興公営住宅において、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能とし、団地内のコミュニティの維持・形成を図る。

<コミュニティ交流員の配置>

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
福島市飯野(飯野町団地)	H26.10～
福島市鎌田(北信団地)	H27.1～
福島市笹谷(笹谷団地)	H27.1～
福島市飯坂(飯坂団地)	H27.9～
福島市北沢又(北沢又団地)	H29.1～
福島市北中央(北中央団地)	H28.6～
福島市北沢又2(北沢又団地)	H29.4～ ※一部 H30 年度後期

【コミュニティ交流員の配置人数】

H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末
2名	5名	14 名	21 名	21 名

※福島市、二本松市、桑折町、川俣町は、福島拠点の交流員が担当。

3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

(1) 届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知を発出。
- ・当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し届出避難場所証明書発行事務を実施し、飯舘村は平成 25 年 2 月、浪江町は平成 25 年 3 月より発行を開始。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川内村	H25.4.1～
田村市	H25.2.15～	大熊町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	双葉町	H25.2.1～
川俣町	H25.2.12～	浪江町	H25.3.1～
広野町	H25.2.15～	葛尾村	H25.2.1～
楡葉町	H25.4.1～	飯舘村	H25.2.15～
富岡町	H25.4.1～		

(2) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。
- ・平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。